

社団法人信州・長野県観光協会定款

沿革 平成13年3月19日 全部改正
平成16年8月12日 一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人信州・長野県観光協会(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、長野県長野市大字南長野字幅下692番地2に置く。

(目的)

第3条 本会は、長野県の豊かな自然環境を生かし、多様化する観光志向に対応できる環境の整備、観光客の誘致、国際観光の推進及び県産品の販路拡大等を行うことにより観光関連産業の振興を図り、もって地域経済の活性化及び地域文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 観光資源の整備
- (2) 観光施設の整備及び運営
- (3) 観光事業者等の養成及び研修
- (4) 内外の観光客の誘致促進
- (5) 内外の観光に関する情報の収集及び提供
- (6) 内外の観光に関する調査、研究
- (7) 県産品の斡旋、宣伝等販路拡大
- (8) 旅行業
- (9) 観光振興事業の企画
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した次の者

ア 社団法人長野県観光開発公社定款（平成11年長野県知事認可）第7条第1項の規定により出資金の払込をした者

イ 社団法人長野県観光連盟の解散の議決の日の前日において、社団法人長野県観光連盟の会員であった者（アに掲げる者を除く。）

ウ ア又はイ以外の者

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会手続)

第6条 正会員（前条第1号のウに掲げる者に限る。）又は賛助会員として入会しようとするものは、所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

2 前条第1号のア又はイに掲げる者で退会し、又は除名されたものは、同号のウに掲げる者とみなし、前項の規定を適用する。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入するものとする。ただし、総会で別に定めるものは、免除することができる。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、会員たる資格を失う。

(1) 本人から退会の申出があったとき。

(2) 死亡し、又は解散したとき。

(3) 除名されたとき。

(除名)

第9条 会員が本会の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をしたとき又は会員としての義務に違反したときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決によりこれを除名することができる。この場合においては、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会員が2年以上会費を滞納したときは、別に定める機関の審議を経て、理事会の議決により除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員資格を喪失したときは、会員が既に納入した会費、出資金その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(役員の種類及び定数)

第11条 本会に次の役員を置く。

理事 15人以上20人以内

監事 2人以上4人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を専務理事とし、1人又は2人を常務理事とする。

(役員職務)

第12条 理事は、理事会を組織し、本会の業務の執行を決定する。

2 理事長は、本会を統轄し、本会を代表する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、会務を掌理する。理事長に事故があるとき及び理事長と本会の利益に相反するときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 常務理事は、常務を処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員選任)

第13条 理事及び監事は、総会の議決により選任する。

2 理事長は、理事の互選により選出し、専務理事及び常務理事は、理事長が指名し、総会の承認を得るものとする。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員任期が満了した場合又は役員が辞任した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員 の 解 任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員 の 報 酬 等)

第16条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧 問)

第17条 本会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、特定の重要な事項について、理事長の諮問に応じる。

第4章 会議

(会 議 の 種 類)

第18条 本会の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、これを通常総会及び臨時総会の2種に分ける。
- 3 通常総会は毎年2回これを開催し、臨時総会及び理事会は随時必要なときにこれを開催する。

(会 議 の 招 集)

第19条 会議は、理事長がこれを招集する。

- 2 正会員の5分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は30日以内に総会を招集しなければならない。
- 3 会議は、少なくとも期日の5日前までに会議の日時及び場所並びに会議で審議すべき事項を示して、招集しなければならない。

(開 会 の 定 足 数)

第20条 会議は、その会議を構成する正会員又は理事の過半数の出席がなければこれを開会することができない。

(会議の議長)

第21条 会議の議長は、理事長をもってこれを充てる。

- 2 会議の議長は、前項の規定にかかわらず、理事長の指名した理事をもってこれを充てることができる。

(議決)

第22条 会議の議事は、その会議を構成する正会員又は理事で、その会議に出席したものの過半数をもってこれを決する。

- 2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(会議における書面又は代理人による表決)

第23条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ、書面をもって表決し、又は他の正会員に表決を委任することができる。この場合は、出席したものとみなす。

- 2 前項の規定は、理事会に準用する。この場合において、前項の規定中「総会」及び「正会員」とあるのはそれぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

(総会の権能)

第24条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 2 総会の付議事項は、あらかじめ長野県知事と協議しなければならない。

(理事会の権能)

第25条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 諸規程の制定及び改廃で重要な事項
- (4) 前号までに掲げるもののほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 正会員または理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者

- 及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、その会議において選出された2人以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 会費
- (2) 出資金
- (3) 補助金及び交付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる果実
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第28条 本会の資産は、これを基本財産及び運用財産の2種に分ける。

- 2 基本財産は、次の各号により構成し、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ、北陸信越運輸局長の認可を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。
 - (1) 出資金として納入された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産の元本以外の財産で構成する。

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決によりこれを定める。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画書及び収支予算書)

第31条 理事長は、本会の事業計画書及び収支予算書を作成し、年度開始前に、理事会の議決を経て、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得て、北陸信越運輸局長に届け出なければならない。

(暫定予算)

第32条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書等)

第33条 理事長は、本会の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書並びに年度末現在の貸借対照表及び財産目録を作成し、年度終了後3ヶ月以内に、監事の監査を経て、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得て、北陸信越運輸局長に届け出なければならない。

(特別会計)

第34条 本会は、収益事業を行うため又はその他の理由により必要があるときは、特別会計を設けることができる。

(長期借入金)

第35条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、北陸信越運輸局長に届け出なければならない。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、北陸信越運輸局長の認可を得て、これを変更することができる。

(解散)

第38条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、北陸信越運輸局長に届け出て解散するものとする。

(残余財産の処分)

第39条 本会の解散の場合の残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、北陸信越運輸局長の許可を得て、本会と類似の目的を持つ他の団体に寄付するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第40条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置き、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第41条 事務所には、常に次に掲げる帳簿を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

(7) 許可、認可等及び登記に関する書類

(8) 定款に定める機関の議事に関する書類

(9) 理事及び監事の履歴書

(10) 職員の名簿及び履歴書

(11) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第8章 補則

第42条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、長野県知事の認可のあった日から施行する。

(経過処置)

2 本会は、改正後の社団法人長野県観光協会定款第1条の規定にかかわらず、平成13年3月31日までの間社団法人長野県観光開発公社という。

3 平成12年度の役員の任期は、改正後の社団法人長野県観光協会定款第14条第1項本文の規定にかかわらず平成13年3月31日までとする。

附則(平成16年8月12日 一部改正)

(施行期日)

1 この定款は、北陸信越運輸局長の認可のあった日から施行する。